

平成26年2月
制 定

(目的)

第1条 この規程は、国家公務員共済組合連合会大手前病院（以下「病院」という）が運営する「大手前病院と近隣診療所等間の医療連携推進に係るシステム」（以下「濠端ネット」という）の安全かつ合理的な運用を確保し、医療情報の適正な管理を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(管理者)

第2条 濠端ネット運用管理者（以下「管理者」という）は病院長とする。

(管理者の責務)

第3条 管理者は、濠端ネットのアクセス権の付与および取り消しをすることができる。

2 管理者は、濠端ネットに関する苦情を受け付ける窓口を設置しなければならない。

(ゲートウェイサーバ管理)

第4条 濠端ネットの利用のためのゲートウェイサーバの安全管理については、病院長がその管理責任を担うものとする。また、病院長は安全対策のために担当者を配置しなければならない。

(診療情報の利用)

第5条 管理者の管理対象となる医療に関する情報（以下「医療情報」という）は、濠端ネットを介して送受信される全ての個人情報とする。

2 医療情報を利用できる者は、当該医療情報の利用に関し、患者から届出のあった特定の者に限るものとする。

3 前項の医療情報を利用できる期間は、患者からの登録取り消しの届出があるまでの期間とする。

4 患者の死亡を確認した場合は、登録を取り消す。

(利用者)

第6条 利用者とは、次に該当する者をいう。本規程に定めるID及びパスワード等（以下「ID等」という）を取得した者。

2 利用者は、濠端ネットを通じて入手した医療情報については、診療および患者への説明目的での閲覧に限るものとし、その情報を複製・公開・提供してはならない。

3 利用者は、主治医が放射線レポート・超音波所見・内視鏡レポート等の所見のみならず、患者から収集した他の診療情報を加えた総合判断で、臨床診断を行っていることを理解する。

4 利用者は、セキュリティに十分注意するとともに I D 等を他の者に利用させてはならない。

5 利用者は、セキュリティを維持するため、濠端ネットに接続する端末にウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。

6 利用者は、接続を行う端末やその接続環境等に変更を生じたときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

(機能変更等)

第 7 条 濠端ネットの良好な運用を維持するため、必要な場合は、濠端ネットに関する機能の変更または停止を行う。

2 前項の規程により機能を変更または停止する場合は、利用者に対し事前にその旨を連絡するものとする。ただし、緊急その他管理者が特に必要があると認める場合は、この限りではない。

第 8 条 利用者の識別番号は、次の 2 種類とする。

(1) 利用者 I D (利用者に係る識別番号)

(2) 管理者 I D (管理者に係る識別番号)

(I D 等の管理)

利用者は、次のいずれかに該当する場合は、すみやかに利用中止届または I D 抹消届けを提出しなければならない。

(1) 濠端ネットの利用をとりやめるとき。

(2) 所属施設を異動のしたとき。

(3) 医師等の資格を喪失したとき

2 医療情報閲覧施設の代表者が前項 1 号に該当する場合、該当施設の他の利用者は I D 抹消届が提出されたものとみなす。

(通信内容の削除)

第 9 条 管理者は、通信内容が次のいずれかに該当する場合、その全部または一部内容を削除することができる。

(1) 通信内容に利用者相互の信頼関係を失墜させるおそれがあるとき。

(2) 法令等に違反したとき。

(I D 等の取り消し)

第 10 条 管理者は、利用者が次の事項のいずれかに該当した場合は、I D 等の取り消しすることができる。

(1) 本規程の利用者に該当しなくなったとき。

(2) 法令等に違反したとき。

(3) 濠端ネット上の情報の取り扱いが不適切であり、指導または警告にもかかわらず改善が認められないとき。

(提供情報の取り扱い)

第11条 管理者は、必要と認めた場合、濠端ネット上に掲載された情報等を利用できるものとする。ただし、この場合、掲載者および関係者の承諾を得るものとする。

(その他必要事項)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、地域医療連携センター会議に諮り、決定するものとする。ただし、緊急性その他必要があると認める場合は、この限りではない。

附則

(施行期日)

1.この規程は、平成26年2月1日から施行する。